

税務経理

●昭和24年10月25日 第3種郵便
物認可●発行/毎週2回火・金曜
日(但し祝日を除く)●発行所/時
事通信社 東京都中央区銀座5丁
目15番8号 〒104-8178
©時事通信社2012

目次

【シリーズ】国際会計基準―見方・読み方(40)……………	2
【解説】消費増税、低所得者対策が焦点―13年度予算編成が始動(下)……………	9
【9月の月例経済報告】景気回復「足踏み」―2カ月連続下方修正・内閣府……………	12
【ニュース詳報】資産買い入れ10兆円増―追加緩和決定・日銀……………	14
【税制・税務の動き】地方法人課税の検討会が初会合―14年4月までに改革案・総務省/自治体の負担回避策を検討―予算執行抑制で・総務、財務両省など……………	15
【資料】2011、2012年度都道府県税徴収実績調へ(総務省)……………	16
【私の苦心】「事務を変えろ」というタイミング―埼玉県幸手市総務部納税課主席主幹 新島浩……………	20

フォーラム

審査請求・出訴期間不要論

弁護士・神戸大学名誉教授
阿部 泰隆

行政処分を争う行政不服審査・抗告訴訟においては、短期の期間制限がつく。その根拠は、行政上の法律関係の安定と円滑な運営を確保することであり、行政法のシステム・行政法学では不動の前提とされている。しかし、それは、都市計画など、多数人に関わるような処分については理由があるが、普通の行政対私人のいわゆる二面関係における不利益処分については何らの根拠もない。課税処分が5年後、10年後に取り消されて、税金を返還せざるを得ないとしても、国家が困るこ

とはない。課税処分の場合、滞納処分をする都合上、早期確定の要請があるとされるが、争われて処分が確定しなくても、滞納処分ができる(未確定執行の原則)から、理由にならない。ただし、課税処分の取消訴訟中に、差押え物件が公売され、その後に課税処分が取り消されたら、競落人等が落札物件を返還しなければならぬ。これは法的安定性を害するかもしれない。しかし、税金は返還するが、物件は取り返せないと定めれば、出訴期間は不要である。もともと、むしろ課

税処分に關し、一定期間内および係争中は被処分者の同意がなければ公売できないと定めれば済む。さらに、過誤納税金の還付請求は5年の時効にかかるまで行える(国税通則法56条1項、74条1項)が、過誤納登録免許税の還付請求について登記官が拒否したら処分として争うことができる(最判平成17・4・14民集59巻3号491頁)ので、期間の制約がつく。このことに合理的な違いはない。

従って、法的安定性を根拠とする期間制限維持論は神学である。単に行政官の心の安定に寄与するだけで、本来は不要であり、時効に任せれば済む。しかも、期間の制限は、1億円の課税処分についてたった1日遅れでも権利救済を拒否する重大な結果を生ずるので、比例原則違反である。せいぜい、一定期間よりも遅れた日数1日いくらの割合で、返還すべき税額を減額するのが合理的である(阿部泰隆「行政法解釈学Ⅱ」へ有斐閣、2009年)167頁以下)。

今回国税通則法23条の改正で、更正の請求の期間は1年から5年に延長されたので、課税処分は5年間安定しなくても、税務行政上困らないことが自認された。課税処分取り消しに關する争訟期間の制限も全て5年と延長する法改正を行うべきである。解釈論としても、期間徒過の正当な理由および期間徒過後の無効事由を大幅に緩めるべきである。



時事通信社